

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。